

婚姻費用分担請求調停の申立てについて

那覇家庭裁判所（R4.4版）

はじめに

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であっても、その後に事情の変更があったとき（収入が増減した場合や子が進学したときなど）には、婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、年収や資産等の経済的な事情について、当事者双方から事情を聴いたり、収入や資産等に関する資料の提出を促したりします。その上で、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。なお、調停の手続は非公開で行われます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、別途申立てをしなくても、「審判手続」が開始し、裁判官が、婚姻費用の額を決めることとなります。

家庭裁判所に提出する書類について

下記番号左にある□欄は、準備できた提出書類のチェックリストとしてご利用ください。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類

- ①申立書及び申立書写し
- ②事情説明書
- ③送達場所等の届出書
- ④進行等照会書（申立人）
- ⑤申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑥夫婦の戸籍全部事項証明書
- ⑦申立人の収入に関する資料（※参照）

相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類

- ①回答書
- ②送達場所等の届出書
- ③進行等照会書（相手方）
- ④申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑤相手方の収入に関する資料（※参照）

※ 収入に関する資料としては、以下の書類を提出してください。（申立人・相手方共通）

【給与所得者】

- ・源泉徴収票
（源泉徴収票を提出することができない場合）
給与明細書（直近のものを3か月分以上）
+賞与明細書（賞与があるとき）

【事業所得者等】

- ・確定申告書控え（税務署の受付が分かるもの）

これらの資料は、
反対当事者にも交
付するので、コピ
ーをして2部提出
してください。

婚姻費用の算定表を使用するにあたっては、年収（給与所得者にとっては源泉徴収票の「支払金額」）を明らかにする必要があります。第1回調停期日までに、収入資料をご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「裁判所に書面・資料を提出する際の注意事項」をお読み下さい。

調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。
- (2) 初回の期日では、申立人と相手方から交互に事情をお聴きします。
この際には、生活状況等の実情をお聴きするほか、婚姻費用の分担に関する説明等を行います。
その後、源泉徴収票等の資料に基づいて当事者双方の収入を確認した上で、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。
なお、算定表については、裁判所のウェブサイトで公表資料として公開されています。
(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/H30shihou_houkou/index.html)
- (3) 各調停期日においては、同じ認識等を持っていただくために、双方当事者ご本人に同時に調停室に入っていた上で、手続や今後の進行予定等に関する説明をすることがあり得ます。反対当事者と同席したくない場合には、その旨を調停委員にお伝えください。
- (4) ア 協議の結果として当事者間に合意が成立した場合には、合意内容を裁判所書記官が書面にし、調停成立となります。
イ 何回か協議をしても合意が成立する見込みがない場合には、調停委員会の判断により、調停が成立しないもの（調停不成立）とすることがあります。調停不成立となった場合には、審判手続に移って裁判官が婚姻費用の額を決めることとなります。

* 調停手続の概略

